

令和7年度 市民税・県民税申告の手引き

つくば市財務部市民税課

税務行政につきましては、日頃よりご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、本年も市民税・県民税（以下「市・県民税」といいます。）の申告の時期がまいりました。2 ページのフローチャート
をご確認のうえ、申告が必要な方は申告書の提出をお願いします。

また、申告相談会場の混雑緩和のため、郵送での提出にご協力ください。会場での申告相談をご希望の方は、事前予約制となりますのでご注意ください。（記入済みで提出のみの方は事前予約は必要ありません。）

※ 今回送付いたしました「市・県民税申告書」は、前年の申告実績に基づいて送付しています。

申告が必要な方

⇒ 2 ページの「あなたは、この市民税・県民税申告書を提出する必要があるでしょうか？」のフローチャートをご確認ください。

申告に必要なもの

	内容	提示または添付すべき書類	
所得の計算に必要なもの	給与・年金等の収入がある方	源泉徴収票	添付（コピー可）
	事業所得（営業等・農業）や不動産所得のある方	収支内訳書 ※必ず事前に作成してください	添付
	外交員報酬、原稿料、講演料等の収入がある方	支払調書 ※必要経費のある方は収支内訳書も作成してください	添付（コピー可）
所得控除の計算に必要なもの	・生命保険料 ・地震保険料 ・国民健康保険税 ・介護保険料 ・国民年金保険料 ・農業者年金保険料 などの支払いを控除に適用する方	控除証明書（原本） ※給与・年金から天引きになっているものについては、控除証明書は発行されません。 ※国民年金保険料の控除証明書の発行は、日本年金機構（土浦年金事務所）です。 【土浦年金事務所】 茨城県土浦市下高津 2-7-29 TEL 029-825-1170	添付
	医療費控除の適用を受ける方	医療費控除の明細書 ※必ず事前に明細書を作成してください。 （診察を受けた人・医療費の支払先ごとに計算を済ませたもの）	添付
	セルフメディケーション税制の適用を受ける方	セルフメディケーション税制の明細書	添付
	障害者控除の適用を受ける方	障害者手帳 （介護認定を受けている方は障害者控除対象者認定書）	コピーを添付
	寄附金控除の適用を受ける方	寄附金の受領書または領収書（原本）	添付

マイナンバーの記載に必要なもの		窓口	郵送
○ 住民税申告書にマイナンバー（個人番号）の記載をする場合は、本人確認（番号確認と身元確認）書類の提示（郵送の場合は写しの添付）が必要です。			
マイナンバーカードをお持ちの方	マイナンバーカード（個人番号カード）	提示のみ	両面のコピーを添付
マイナンバーカードをお持ちでない方	番号確認書類 ●通知カード ●マイナンバーの記載がある住民票の写し などのいずれか1つ + 身元確認書類 ●運転免許証 ●公的医療保険の被保険者証 ●パスポート ●身体障害者手帳 ●在留カード ●源泉徴収票・控除証明書 などのいずれか1つ	提示のみ	両面のコピーを添付

提出期限

令和7年3月17日（月） 必着

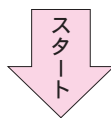
※申告相談会場をご利用の方は別添のご案内をご参照ください。【事前予約制】

※「所得0円申告」は提出期限以降でも受け付けます。

【提出先】 同封の返信用封筒をご利用ください。（切手を貼ってください。）

〒305-8555 つくば市研究学園一丁目1番地1

つくば市役所 財務部 市民税課 宛



あなたは、この市民税・県民税申告書を提出する必要があるでしょうか？

令和7年1月1日現在、つくば市に
居住していましたか？

いいえ

つくば市では申告できません。

令和7年1月1日に居住していた市区町村の住民税担当課へお問合せください。

はい

令和6年中にどんな収入がありましたか？

収入なし
(生活扶助や、遺族年金、
障害年金等は非課税所
得のため、収入なし扱
いになります)

- ・国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入している方
- ・医療福祉受給者(福)・障害基礎年金受給者
- ・国民年金保険料の免除等の申請をする方
- ・介護サービス利用者で介護保険負担限度額の申請をする方
- ・その他申告が必要な行政サービスを利用している方
- ・「所得が0」である証明書が必要な方
- ・マイナンバーカードを利用し、コンビニで証明書を取得したい方
(証明書を取得する日現在でつくば市に住民登録している方のみ対象)

①へ

- ・つくば市内に住所を有する家族の扶養になっている方

②へ

主に公的年金等収入

- ・公的年金等収入金額が400万円を超える方
- ・公的年金等収入以外の所得が20万円を超える方
- ・各種控除(社会保険料・生命保険料・地震保険料・寡婦・障害・扶養・医療費等)の適用を受け、所得税の還付を受ける方
- ・源泉徴収の対象とならない公的年金等(外国で支払われる年金等)の支給を受ける方

③へ

- ・公的年金等収入金額が400万円以下で他の所得が20万円以下の方
- ・所得税の還付はないが、各種控除の適用を受ける方

※ただし、源泉徴収の対象とならない公的年金等(外国で支払われる年金等)の支給を受ける方は③へ

①へ

- ・公的年金等収入のみで日本年金機構に提出した「扶養親族申告書」の内容に変更のない方

②へ

主に給与収入

- ・会社で年末調整をしてあり、会社からつくば市へ給与支払報告書が提出されている方(お勤め先に確認してください)
- ・転職後、前職を含んで年末調整がされている方

②へ

- ・給与を1か所から受けていて、会社からつくば市へ給与支払報告書の提出がない方
- ・給与所得以外の所得が20万円以下の方

①へ

- ・年末調整の内容に変更がある方
- ・2か所以上から給与を受け、年末調整が済んでいる給与以外の給与収入が20万円を超える方
- ・給与所得以外の所得が20万円を超える方
- ・医療費控除などの各種控除の適用を受ける方

③へ

農業、営業、不動産、
雑所得などがある

- ・所得金額(収入-必要経費)より控除額が少ない方
- ・源泉徴収税額がある方
- ・青色申告で損失の繰り越しを適用したい方

③へ

- ・所得金額より控除額が多い方

①へ

判定結果

①市・県民税の申告が必要です。

- ・所得のない方は、6ページの「所得のない方の記載例」を参考に記入してください。
- ・源泉徴収票や支払調書の交付を受けてから、同封の申告書で申告してください。
- ・事業所得等がある方は、収入及び経費をまとめた「収支内訳書」を作成し、あわせて提出してください。

〈郵送での提出にご協力ください。〉

②申告は不要です。

市・県民税申告や確定申告は必要ありません。

③確定申告が必要です。

すでに85%以上の方が申告会場へ行かず申告しています。確定申告書はe-Taxで電子送信するか、郵送で土浦税務署に提出してください。

※簡易的な判定表になりますので、ご不明な点はお問合せください。

お問合せ

市・県民税申告について
所得税確定申告について

つくば市財務部市民税課
土浦税務署

…… TEL 029(883) 1111
…… TEL 029(822) 1100
〒300-8601
土浦市城北町4番15号

◎ 所得について

市・県民税は、前年の1年間に得た所得に対して課税されます。

種 類		所 得 の 内 容	所得（総所得金額）の計算方法
事業	営業等	ア 営業等（飲食業・製造業・保険外交員・塾の経営者などの事業）から生じる所得	(収入金額)－(必要経費)－(事業専従者控除額) 注1
	農業	イ 田、畑、果樹、畜産などから生じる所得	
不動産		ウ 地代、家賃、権利金などの所得	
利子 注2		エ 預貯金や公社債の利子または公社債投資信託等の収益の分配などから生じる所得	(収入金額)＝(所得金額)
配当 注3		オ 株式の配当、証券投資信託の収益の分配・出資の余剰金の分配などから生じる所得	(収入金額)－(株式などを取得するための借入金利子) ※事業・譲渡・雑所得の起因となった借入金の利子は除く。
給与		カ 給与、賃金、賞与などの所得	下記 注4 参照（記入不要）
雑	公的年金等	キ 公的年金等（厚生年金・国民年金・共済年金等）に基づく所得	下記 注5 参照（記入不要）
	業務	ク 原稿料、講演料又はネットオークションなどを利用した個人取引若しくは食料品の配達などの副収入による所得	(業務に係る雑所得の収入金額)－(必要経費)
	その他	ケ 生命保険の年金（個人年金保険）、互助年金などの上記以外のものによる所得	(その他の雑所得の収入金額)－(必要経費)
総合譲渡	短期	コ 車両、機械、営業権などを譲渡した場合に生じる所得で所有期間が5年以下のもの	(収入金額)－(取得費＋譲渡費用)－(特別控除額) (収入を得るために支出した金額) (最大50万円)
	注6 長期	サ 車両、機械、営業権などを譲渡した場合に生じる所得で所有期間が5年を超えるもの	
一時		シ 生命保険や損害保険の一時金・満期返戻金、または懸賞金・競輪等の払戻金など一時的な所得	※特別控除額は、最高50万円で、まず短期譲渡所得の譲渡益から控除する。
分離譲渡所得・山林所得・退職所得については、8ページを参照してください。			

注1 専従者給与と専従者控除

- 専従者給与（青色事業専従者） 事業専従者が従事期間及び事業規模等から見て、その労働対価として相当であると認められる金額
※申請及び詳細については、土浦税務署にお問合せください。
- 専従者控除（白色事業専従者） 原則として、1人につき50万円（配偶者は86万円）が上限となります。
- 青色事業専従者又は白色事業専従者である人は、控除対象配偶者や扶養控除の対象にはなりません。

注2 利子所得 公社債及び預貯金の利子、貸付信託や公社債投資信託の収益の分配金などで、税率20.315%（国税15.315%・県民税利子割5%）が源泉徴収されている場合は、申告の必要はありません。

注3 配当所得の計算

区 分		住 民 税	所 得 税
①	上場株式（大口保有分） 発行済株式総数 3%以上	総合課税	総合課税（源泉徴収 20.42%） ※少額配当については、申告不要となります。
②	上場株式（大口保有分以外） 発行済株式総数 3%未満	申告不要制度有り ※申告する場合は、総合課税か分離課税のいずれかを選択。 ※令和6年度から、所得税と個人住民税で異なる課税方式を選択することはできません。	(所得税 源泉徴収 15.315%) (住民税 特別徴収 5%)
③	上場株式等以外	総合課税 ※住民税については、少額配当の申告不要制度はなく、総合課税となります。	総合課税（源泉徴収 20.42%） ※少額配当については、申告不要となります。

なお、上の表②に該当する方が申告した場合は、配当割額控除額が適用されます。（P7の8及びP8の注2参照）

※少額配当とは、1銘柄につき10万円×配当計算期間の月数／12の金額以下の配当金です。

注4 給与所得の計算〔単位：円〕※所得金額調整控除の対象となる方は(A)－(B) 所得金額調整控除 (B)

給 与 収 入	給 与 所 得 (A)
～ 550,999	0
551,000 ～ 1,618,999	(収入金額)－550,000
1,619,000 ～ 1,619,999	1,069,000
1,620,000 ～ 1,621,999	1,070,000
1,622,000 ～ 1,623,999	1,072,000
1,624,000 ～ 1,627,999	1,074,000
1,628,000 ～ 1,799,999	a × 4 × 60% + 100,000
1,800,000 ～ 3,599,999	a × 4 × 70%－80,000
3,600,000 ～ 6,599,999	a × 4 × 80%－440,000
6,600,000 ～ 8,499,999	(収入金額) × 90%－1,100,000
8,500,000 ～	(収入金額)－1,950,000

1 子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除
給与収入が850万円を超え、
①本人が特別障害者
②23歳未満の扶養親族を有する
③特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する
上記①②③のいずれかを満たす場合
→ (給与収入－850万円) × 10% (上限15万円)
上記の式で算出される金額を給与所得金額から控除する
扶養控除と異なり、夫婦両方が給与収入850万円を超えて
上記②、③に該当する扶養親族がいた場合、夫婦両方この控除が適用できる

2 給与所得と年金所得の双方を有する者に対する所得金額調整控除
①給与収入55万円以上
②年金収入60万円以上
(65歳以上の方は110万円以上)
③給与所得＋年金所得＝10万円超
上記①②③を満たす場合
→ 給与所得 (上限10万円)
＋年金所得 (上限10万円)－10万円
上記の式で算出される金額を給与所得金額から控除する

(注) aは収入金額÷4の算出額から千円未満を切り捨てて求めます。

注5 公的年金等所得速算表

65歳未満 (S35.1.2以降生)		公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
年金等の収入金額 (A)		1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超
～ 1,299,999		A－60万円	A－50万円	A－40万円
1,300,000 ～ 4,099,999		A × 75%－27.5万円	A × 75%－17.5万円	A × 75%－7.5万円
4,100,000 ～ 7,699,999		A × 85%－68.5万円	A × 85%－58.5万円	A × 85%－48.5万円
7,700,000 ～ 9,999,999		A × 95%－145.5万円	A × 95%－135.5万円	A × 95%－125.5万円
10,000,000 ～		A－195.5万円	A－185.5万円	A－175.5万円

65歳以上 (S35.1.1以前生)		公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
年金等の収入金額 (A)		1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超
～ 3,299,999		A－110万円	A－100万円	A－90万円
3,300,000 ～ 4,099,999		A × 75%－27.5万円	A × 75%－17.5万円	A × 75%－7.5万円
4,100,000 ～ 7,699,999		A × 85%－68.5万円	A × 85%－58.5万円	A × 85%－48.5万円
7,700,000 ～ 9,999,999		A × 95%－145.5万円	A × 95%－135.5万円	A × 95%－125.5万円
10,000,000 ～		A－195.5万円	A－185.5万円	A－175.5万円

※公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額に対する控除額とは、前年中の公的年金等の収入がないものとして計算した場合における合計所得金額をいうのであるから、上記2の所得金額調整控除の適用はないものとして計算する。

注6 総合譲渡所得及び一時所得 長期譲渡及び一時所得については、所得の計算方法により算出した額の2分の1に対して課税されます。

◎ 所得控除について（所得から差し引かれるもの）

市・県民税は、納税者の個人的な事情により税の負担能力が異なることを考慮して、所得金額から次の所得控除額を控除します。なお、市・県民税の所得控除額は、所得税の控除額とは異なりますのでご注意ください。

※控除額を市民税・県民税申告書に記入する必要はありません。

※⑰～⑳の控除は、令和6年12月31日の現況で行います。（死亡者・出国者は除く）

※税制改正により、控除額が変更となる場合があります。

種 類		要 件	控除額
⑬	社会保険料控除	○ 前年中に社会保険料(国民健康保険税・国民年金・介護保険・雇用保険・厚生年金・農業者年金など)を支払った場合 ※生計を一にする配偶者やその他の親族が受け取る年金から引き落としされている社会保険料控除等は、あなたの控除の対象にはなりません。	支払った合計金額
⑭	小規模企業共済等掛金控除	○ 前年中に小規模企業共済制度に基づく掛金、確定拠出年金法の個人型年金加入者掛金又は心身障害者扶養共済制度に基づく掛金を支払った場合	支払った合計金額
⑮	生命保険料控除	○ 前年中に生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料を支払った場合	別表1
⑯	地震保険料控除	○ 前年中に地震保険料又は旧長期損害保険料を支払った場合	別表2
⑰	寡婦・ひとり親控除	○ ひとり親控除:本人が、次の①～③のすべてに該当する場合 ①本人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいないこと ②生計を一にする子(他の者の扶養親族でなく、総所得金額が48万円以下の者)がいること ③合計所得金額が500万円以下であること	30万円
⑱		○ 寡婦控除:上記のひとり親に該当せず、次の①、②のいずれかに該当する場合 ①夫と離婚した後婚姻をしておらず、扶養親族がいる人で、合計所得金額が500万円以下の人 ②夫と死別した後婚姻をしていない人又は夫の生死が明らかでない人で、合計所得金額が500万円以下の人 ※事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいる場合を除きます。 ※夫とは、民法上の婚姻関係にある者をいいます。	26万円
⑲	勤労学生控除	○ 次のいずれにも該当する場合 ①前年の合計所得金額が75万円以下であって、勤労によらない所得が10万円以下の人 ②特定の学校の学生、生徒であること	26万円
⑳	※ 1 障害者控除	① 本人、同一生計配偶者又は扶養親族が障害者の場合	26万円
		② ①の者が身体障害者手帳1級・2級、精神障害者(福祉手帳1級)、知的障害者(療育手帳㊤・A)、又は障害者控除対象者認定書にて特別障害者として認定された人	30万円
		③ ②の者が、納税者又は、納税者と生計を一にする親族のいずれかとの同居を常況としている場合	53万円
㉑	※ 1 配偶者控除	○ 自己の妻又は夫で、令和6年12月31日(年の途中で死亡した人は、その死亡の日)現在、生計を一にし、かつその者の前年の合計所得が48万円以下の場合	別表3
		① 一般の配偶者	33万円
		② 70歳以上の配偶者(昭和30年1月1日以前生まれ)	38万円
㉒	配偶者特別控除	○ 前年の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者を有し、配偶者控除の適用がない場合に、配偶者の前年の合計所得金額に応じて一定の金額の所得控除が受けられます。	別表3
㉓	※ 1 扶養控除	○ 令和6年12月31日(年の途中で死亡した人は、その死亡の日)現在、前年の合計所得金額が48万円以下の生計を一にする親族を有する場合 ※16歳未満(平成21年1月2日以降に生まれた方)の扶養親族は所得控除の対象にはなりませんが、市・県民税の非課税限度額に関係しますので「扶養親族欄」に氏名を記入してください。	
		① 一般の扶養親族(16歳以上19歳未満、23歳以上70歳未満)	33万円
		② 特定扶養親族(19歳以上23歳未満の扶養親族 平成14年1月2日～平成18年1月1日生まれ)	45万円
		③ 老人扶養親族(70歳以上の扶養親族 昭和30年1月1日以前生まれ)	38万円
		④ 同居老親等扶養親族 ※同居老親等とは、納税者又はその配偶者の直系尊属(父母や祖父母など)でかつ、そのいずれかと同居を常況としている場合には、③の控除金額にそれぞれ7万円の加算額を加算して控除できます。	45万円
㉔	基礎控除	○ 納税者本人の合計所得金額に応じて、一定の金額の控除が受けられます。	
		合計所得金額 2,400万円以下	43万円
		2,400万円超2,450万円以下	29万円
		2,450万円超2,500万円以下	15万円
		2,500万円超	0円

※1 国外居住親族に係る扶養控除等の適用について

令和6年度から、日本国外に居住する扶養親族のうち、年齢30歳以上70歳未満であって以下のいずれにも該当しないものは扶養控除の対象から除外されます。

- ・留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者
- ・障害者
- ・その申告をする者(納税義務者)から前年において生活費または教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者

②⑥	雑損控除	○ 前年中に本人又は本人と生計を一にする一定の親族が所有する資産について災害等により損失を受けた場合 ①損害額－（保険金等により補てんされる額）－（総所得金額等の合計額×１０％） ②災害関連支出額－５万円 ※①の損害額には災害関連支出を含む	①か②の多い方の金額
	医療費控除	○ 前年中に本人又は本人と生計を一にする親族のための医療費を支出した場合 控除額：（支払った医療費－保険金等による補てん金）－（「総所得金額等の合計額×５％」と「１０万円」のいずれか少ない金額） 控除限度額２００万円	左記で求めた金額 控除限度額 200万円
②⑦	セルフメディケーション税制（通常の医療費控除との併用不可）	○ 前年中に本人又は本人と生計を一にする親族のためのスイッチOTC医薬品の購入費を支出した場合 ※健康の保持促進及び疾病予防の取り組みとして、申告する本人が特定検診、予防接種、定期健診、がん検診等を行っている必要があります。この取り組みにかかった費用は控除対象にはなりません。 控除額：（支払った額－保険金等による補てん金）－１万２千円 控除限度額８万８千円	左記で求めた金額 控除限度額 8万8千円

別表1 生命保険料控除額計算表

①平成24年1月1日以後に締結した保険契約等（新契約）に係る控除
ア：一般生命保険料控除（遺族保障等）
イ：介護医療保険料控除（介護・医療保障等）
ウ：個人年金保険料控除（老後保障等）
控除の計算はア、イ、ウ共通です。

年間の支払保険料等	控 除 額
12,000 円以下	支払保険料等の金額
12,001 円 ～ 32,000円	支払保険料等×1/2+ 6,000円
32,001 円 ～ 56,000円	支払保険料等×1/4+14,000円
56,001 円以上	28,000円（最高額）

※ ア+イ+ウの合計額の控除限度額は 70,000 円になります。

②平成23年12月31日以前に締結した保険契約等（旧契約）に係る控除
エ：一般生命保険料控除（遺族保障等）・介護・医療保障等）
オ：個人年金保険料控除（老後保障等）

年間の支払保険料等	控 除 額
15,000 円以下	支払保険料等の金額
15,001 円 ～ 40,000円	支払保険料等×1/2+ 7,500円
40,001 円 ～ 70,000円	支払保険料等×1/4+17,500円
70,001 円以上	35,000円（最高額）

※ エ+オの合計額の控除限度額は 70,000 円になります。

③ 新契約と旧契約の双方について保険料控除の適用を受ける場合の控除額

区 分		各 区 分 の 控 除 額				生命保険料控除額
一般生命保険料控除額	新契約分	①で算出した金額（控除限度額28,000円）	一番大きい金額を選択→	A	円	A+B+C （最高限度額：70,000円）
	旧契約分	②で算出した金額（控除限度額35,000円）				
	両 方	新契約は①、旧契約は②で算出した額の合計 （控除限度額28,000円）				
介護医療保険料控除額	新契約分	①で算出した金額（控除限度額28,000円）		B	円	
個人年金保険料控除額	新契約分	①で算出した金額（控除限度額28,000円）	一番大きい金額を選択→	C	円	
	旧契約分	②で算出した金額（控除限度額35,000円）				
	両 方	新契約は①、旧契約は②で算出した額の合計 （控除限度額28,000円）				

※ 新旧双方の契約か旧契約のみか、控除額の有利な方を選択することができます。

別表3 配偶者控除及び配偶者特別控除一覧

	配偶者の給与収入			配偶者の合計所得		納税者の合計所得額			
						900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	
配偶者 控除	1,030,000 円以下			480,000円以下	配 偶 者	33万円	22万円	11万円	
					老人配偶者	38万円	26万円	13万円	
配偶者特別 控除	1,030,001	～	1,550,000	480,001	～	1,000,000	33万円	22万円	11万円
	1,550,001	～	1,600,000	1,000,001	～	1,050,000	31万円	21万円	11万円
	1,600,001	～	1,667,999	1,050,001	～	1,100,000	26万円	18万円	9万円
	1,668,000	～	1,751,999	1,100,001	～	1,150,000	21万円	14万円	7万円
	1,752,000	～	1,831,999	1,150,001	～	1,200,000	16万円	11万円	6万円
	1,832,000	～	1,903,999	1,200,001	～	1,250,000	11万円	8万円	4万円
	1,904,000	～	1,971,999	1,250,001	～	1,300,000	6万円	4万円	2万円
	1,972,000	～	2,015,999	1,300,001	～	1,330,000	3万円	2万円	1万円

※ 納税義務者の合計所得が1,000万円を超える場合、配偶者（特別）控除は受けられません。

※様式が変わりましたので、ご注意ください。

所得がない方の
記載例

令和7を記入

(切り取らないでください。)

令和7年度分 市民税・県民税申告書

この枠内を漏れないように
すべて記入してください。

分離課税に係る所得等のある方は、「市民税・県民税申告書（分離課税等用）」をあわせて提出してください。

つくば市長様	現住所	〇〇市 △△ □番地		業種又は職業	
	1月1日現在の住所	つくば市研究学園一丁目1番地1		電話番号	
	フリガナ	ツクバ タロウ		個人番号	
	提出年月日	年	月	日	
	氏名	筑波 太郎		続柄	
	生年月日	明・大・昭 月日 平・令	世帯主の氏名		

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑬	社会保険の種類	支払った保険料	円
社会保険料			
控除			
	合計		円
⑮	新生命保険料の計	旧生命保険料の計	円
生命保険料			
控除			
	新個人年金保険料の計	旧個人年金保険料の計	円
介護医療			
⑯	地震保険料控除	地震保	円
⑰～⑲	⑰ □ 寡婦 ⑱ □ 死別 ⑲ □ 離婚 □ 未帰還	控除	
⑳	障害者控除	障害の程度	級度
1	フリガナ氏名		
	個人番号		
2	フリガナ氏名		
	個人番号		
㉑～㉒	配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者	生年月日	明・大・昭 月日 平・令
	配偶者氏名	配偶者の合計所得金額	円
㉓	扶養控除	同居・別居	続柄
1	フリガナ氏名	同居・別居	続柄
	個人番号		
2	フリガナ氏名	同居・別居	続柄
	個人番号		
3	フリガナ氏名	同居・別居	続柄
	個人番号		
4	フリガナ氏名	同居・別居	続柄
	個人番号		
16歳未満の扶養親族	フリガナ氏名	同居・別居	続柄
1	フリガナ氏名	同居・別居	続柄
	個人番号		
2	フリガナ氏名	同居・別居	続柄
	個人番号		
3	フリガナ氏名	同居・別居	続柄
	個人番号		

1 収入金額等	事業	営業等	ア
	農	業	イ
	不	動	ウ
	利	子	エ
	配	当	オ
	給	与	カ
	公	的	キ
	業	務	ク
	そ	の	ケ
	短	期	コ
2 所得金額	事業	営業等	①
	農	業	②
	不	動	③
	利	子	④
	配	当	⑤
	給	与	⑥
	公	的	⑦
	業	務	⑧
	合	計	⑫
	0		
4 所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	⑬	
	配偶者（特別）控除	⑲	
	扶養控除	㉓	
	基礎控除	㉔	
	⑬から㉔までの計	㉕	
	雑損控除	㉖	
	医療費控除	㉗	
	合計	㉘	

扶養親族がいる場合は、
こちらに記入してください。

所得がなかった方、非課税所得
(障害・遺族年金、失業手当や
生活扶助等)のみだった方は「0」
を記入してください。

地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の□に「1」と記入してください。

5 給与・公的年金等に係る所得以外(年
4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)
の市民税・県民税の納税方法

- ☐ 給与から差引き (特別徴収)
☐ 自分で納付 (普通徴収)

「個人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

⑳	雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
		損害金額	保険金などで補填される金額	差引損失額のうち災害関連支出の金額
		円	円	円
㉗	医療費控除	支払った医療費等	保険金などで補填される金額	円

裏面にも記載する欄がありますから注意してください。

6 給与所得の内訳
(日給などの給与所得のある人で、源泉徴収票のない人は記入してください。)

月	日	給 勤務日数	月 収
1		円	円
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			円
賞 与 等			円
合 計			
法人番号又は所在地			
勤 務 先 名			
電 話 番 号			

7 事業・不動産所得に関する事項

所得の種類	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	収 入 金 額	必 要 経 費	青色申告特別控除額
		円	円	円

8 配当所得に関する事項

配当所得の種類	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	支払確定年月	収 入 金 額	必 要 経 費
		.	円	円
		.		
		.		
		.		
			国外株式等に係る外国所得税額	

9 雑所得（公的年金等以外）に関する事項

種 目	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	収 入 金 額	必 要 経 費
		円	円

10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

		収 入 金 額	必 要 経 費	差 引 金 額 (収入金額－必要経費)	特 別 控 除 額	所 得 金 額 (差引金額－特別控除額)
総合譲渡	短 期	円	円	円	円	円
	長 期					円
一 時						円
二 合 計 イ + [(ロ + ハ) × 1/2]						

右上のイの金額を表面のロに、ロの金額を表面のハに、ハの金額を表面のシに記入してください。
右の二の金額を表面の⑩の所得金額欄へ記入してください。

11 事業専従者に関する事項

フリガナ氏名	続柄	生年月日	明・大・昭 平・令	専従者給与 (控除)額
フリガナ氏名	続柄	生年月日	明・大・昭 平・令	専従者給与 (控除)額
フリガナ氏名	続柄	生年月日	明・大・昭 平・令	専従者給与 (控除)額
フリガナ氏名	続柄	生年月日	明・大・昭 平・令	専従者給与 (控除)額
所得税における青色申告の承認の有無				承認あり・承認なし

13 事業税に関する事項

非課税所得など	所得金額	円
損益通算の特例適用前の不動産所得		円
事業用資産の譲渡損	資産の種類 損失額、被災損失額(白)	円
業 務	開始・廃止 月 日	
都道府県の事務所等		

別居している親族を扶養している場合には、氏名・住所（アパート等にお住まいの場合は、アパート名・部屋番号等まで）記載してください。

12 別居の扶養親族等に関する事項

フリガナ氏名	個人番号	住所	国外居住	☐ 配偶者 ☐ 30歳未満又は70歳以上 ☐ 留学者 ☐ 障害者 ☐ 38万円以上の支払
フリガナ氏名	個人番号	住所	国外居住	☐ 配偶者 ☐ 30歳未満又は70歳以上 ☐ 留学者 ☐ 障害者 ☐ 38万円以上の支払
フリガナ氏名	個人番号	住所	国外居住	☐ 配偶者 ☐ 30歳未満又は70歳以上 ☐ 留学者 ☐ 障害者 ☐ 38万円以上の支払

14 寄附金に関する事項

都道府県、市区町村分 (特例控除対象)	円
住所地の共同募金会、日赤支部・都道府県、市区町村分(特例控除対象以外)	
条例指定分	都道府県
	市区町村

支出した寄附金に応じて、各欄にそれぞれ寄附した金額を記入してください。
ただし、認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に対する寄附金については、上欄に記入せず、別途「寄附金税額控除申告書(二)」を提出してください。

15 所得金額調整控除に関する事項

フリガナ氏名	続柄	生年月日	明・大・昭 平・令	特別障害者に該当する場合	級 度
別居の場合の住所		個人番号			

◎ 市民税・県民税の計算方法

市・県民税は下記の計算式に基づいて算出されます。
ただし、次の①～③のいずれかに該当する方は市・県民税の均等割、所得割又はその両方が非課税になります。

- ①均等割・所得割ともに非課税となる人
ア 生活保護法の規定による生活扶助を受けている方
イ 障害者・未成年・寡婦又はひとり親の方で、前年中の合計所得金額が135万円以下の人

- ②均等割がかからない人（つくば市の場合）
ア 扶養親族がいない場合
前年の合計所得金額が38万円以下の人
イ 扶養親族がいる場合
前年の合計所得金額が以下の式で算出された金額以下の人
28万円 × （本人+扶養親族の人数） + 26万8千円

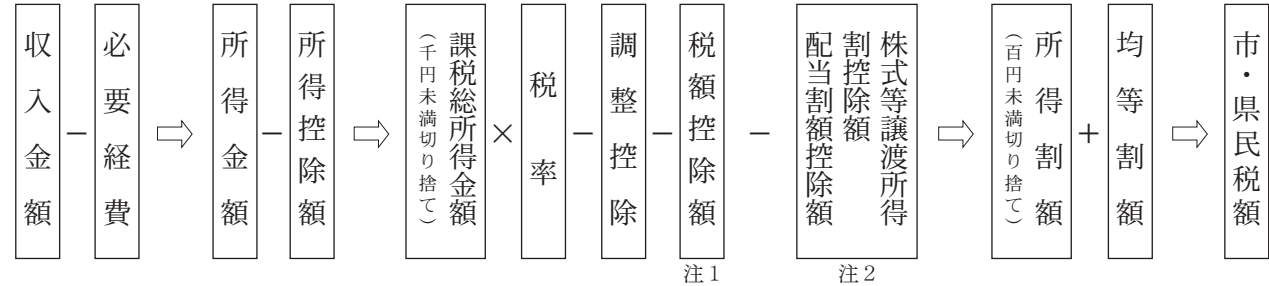
〔均等割の税率〕		
一律 5,000 円	内 訳	
	市民税 3,000円	県民税 2,000円 (うち森林湖沼環境税 1,000円)

※均等割と併せて森林環境税(国税) 1,000円(注3)が徴収されます。

- ③所得割がかからない人（つくば市の場合）
ア 扶養親族がいない場合
前年の合計所得金額が45万円以下の人
イ 扶養親族がいる場合
前年の合計所得金額が以下の式で算出された金額以下の人
35万円 × （本人+扶養親族の人数） + 42万円

〔所得割の税率〕		
一律 10%	内 訳	
	市民税 6%	県民税 4%

- ウ 所得金額より所得控除の金額の方が多い人
※ 非課税限度額における扶養親族等の人数には、16歳未満の年少扶養親族も含まれます。



- 注 1：税額控除額には、配当控除、住宅借入金特別税額控除、寄附金控除、外国税額控除があります。
- 注 2：特定配当に係る所得及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得については、原則、確定申告を要しませんが、納税義務者が当該所得について申告した場合は、所得割で課税（総合課税又は分離課税）し、所得割額から当該控除額を控除します。
- 注 3：森林環境税について
「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」(平成31(2019)年 3 月29日法律第 3 号)が制定されたことに伴い、令和 6 年度から国内に住所を有する個人に対して森林環境税という国税が課税されることになりました。
市区町村において、個人住民税均等割と併せて一人年額 1,000円が課税され、その税収の全額が森林環境譲与税として都道府県・市区町村へ譲与されます。

◎ 分離課税の所得について

分離して課税される所得

種 類	所 得 の 内 容	所 得 の 計 算 方 法、税 率 等
分離譲渡所得	土地や建物等を譲渡した場合に生じる所得	収入金額－(取得費＋譲渡費用)－特別控除額
○短期譲渡所得	譲渡した年の1月1日において所有期間が5年以下のもの	市民税 5.4% 県民税 3.6%
○長期譲渡所得	譲渡した年の1月1日において所有期間が5年超のもの	市民税 3.0% 県民税 2.0%
山林所得	山林の伐採や譲渡による所得	収入金額－必要経費－特別控除額(最高50万円)
株式等に係る譲渡所得	株式や転換社債などを譲渡した場合に生じる所得	上場株 市民税 3.0% 県民税 2.0% 未公開株 市民税 3.0% 県民税 2.0%
先物取引に係る雑所得等	先物取引の差金等決済により生じる所得	市民税 3.0% 県民税 2.0%
退職所得	退職金などの退職所得に対する市民税・県民税については、原則として、退職所得が発生した年に他の所得と区分して課税され、その支給時に特別徴収される仕組みになっています。 ※退職所得は申告不要。	

土地建物等の分離課税の譲渡所得の税率

区 分	長期譲渡所得	優良住宅地の造成等のための軽減税率 譲渡益 2,000 万円以下の部分	短期譲渡所得 () 内は、国等に対する譲渡
市民税	3.0%	2.4%	5.4% (3.0%)
県民税	2.0%	1.6%	3.6% (2.0%)
所得税	15.0%	10.0%	30.0% (15.0%)